○中部地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
三重県南牟婁郡御浜町大字志原字湊脇一八一七番一から同町大字下市木字三軒屋四六四七番まで	前	一一・〇〇～一七・〇〇メートル
	後	一三・五〇～二三・〇〇メートル　〇・一七三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
三重県南牟婁郡御浜町大字下市木字萩内九九六番五から同町大字下市木字萩内九九六番七まで	前	一二・〇〇～一二・五〇メートル
	後	一〇・五〇～一一・〇〇　〇・〇三八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	三重県多気郡多気町平谷字寺垣内六六七番一から同町平谷字寺垣内六六八番一まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月二十八日

○中部地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	三重県南牟婁郡御浜町大字下市木字萩内四六三八番二四から同町大字下市木字萩内九八八番一まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月二十八日

○四国地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	徳島県海部郡美波町北河内字北分五五六番一地先	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月二十八日

○九州地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷字椎ノ木八九三番一から同町彼杵宿郷字石町六二〇番一まで	前	一三・〇〇～一四・四〇メートル
	後	一三・九〇～二三・二〇　〇・二二七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷字椎ノ木八九三番一から同町彼杵宿郷字石町六二〇番一まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月二十八日

国会事項

衆議院

特別委員長互選

一月二十四日特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

災害対策特別委員長	坂本　剛二
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	保岡　興治
沖縄及び北方問題に関する特別委員長	安住　淳
青少年問題に関する特別委員長	遠藤　利明
海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長	谷畑　孝
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	山本　拓
消費者問題に関する特別委員長	山本　幸三
科学技術・イノベーション推進特別委員長	竹本　直一
東日本大震災復興特別委員長	秋葉　賢也
原子力問題調査特別委員長	森　英介

議案提出

一月二十四日内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十五年度一般会計補正予算（第1号）

平成二十五年度特別会計補正予算（特第1号）